

令和5年度

第3回古河市公共交通活性化会議資料

令和5年12月22日



古河市公共交通活性化会議

[目次]

	件名	頁
議案第1号	古河市地域公共交通計画の原案について	1
議案第2号	デマンド交通「愛・あい号」に関する利用者の利便性向上（案） について	2
議案第3号	令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 （生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について	4
報告第1号	循環バス「ぐるりん号」の一部運行の見直しによる運行について	9
報告第2号	循環バス「ぐるりん号」における停留所の名称変更について	10
報告第3号	循環バス「ぐるりん号」のEVバス導入に伴う車体デザイン及び有料広 告掲載事業の実施について	11
報告第4号	循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施結果について	14
《参考資料》		
	古河市公共交通活性化会議設置要綱	15
	古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	18
	令和5年度 第2回古河市公共交通活性化会議委員名簿	21

議案第1号

古河市地域公共交通計画の原案について

第2回古河市公共交通活性化会議において定めた基本理念及び基本方針に基づき、実施事業の概要並びに計画の成果指標に関してとりまとめたので、別紙のとおり提案する。

令和5年12月22日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

議案第2号

デマンド交通「愛・あい号」に関する利用者の利便性向上（案）について

1 現状及び課題

(1) 令和5年度の運行状況

4月～10月期の実績に基づく1日あたり乗車人数及び1台の平均走行距離数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	平均	前年度実績
乗車人数(人)	103	104	121	124	123	121	126	117	92
平均走行 距離数(km)	115	117	122	129	121	121	125	121	100.4
新規登録者(人)	700	270	185	186	109	130	108	241	39

今年度から運行エリアを市内全域に拡大したことにより、乗車人数、走行距離ともに昨年度を上回っている状況にある。

(2) 利用者アンケートの結果

- ・予約の登録状況について、38%が「悪い」「とても悪い」と感じており、「満足」「とても満足」の28%を10ポイント上回っている。
- ・今後利用者を増やす方策として、「予約のとりづらい時間帯の車両本数を増やす」が47%と最も多く、次いで「もっと市民に周知する」が26%、「モバイル予約できるようにする」26%となった。
- ・パソコンやスマートフォンを活用したモバイル予約については、「やり方がわかりやすければ利用するかもしれない」39%、次いで「PCやスマホを使用していない」が37%、「利用すると思う」が19%となり、「利用すると思う」と回答した割合と「やり方がわかれば利用するかもしれない」と回答した割合を合わせると約6割を占めた。

なお、本年4月から7月期までの実績では、9時便から13時便の時間帯が、他の時間帯に比べ予約が取りにくい状況であった。

2 効率的な運行による利用者の拡大及び利便性向上の取組み

将来にわたって市民の移動手段の1つとなるよう、効率的な運行による利用者の拡大や更なる利便性の向上を図るため、令和6年4月から以下の取組みを実施する。

取組1 WEB予約の実施

電話での予約と併用して、パソコンやスマートフォン等モバイル端末による予約を実施する。これにより、予約に費やす時間的煩わしさの解消や目的地・日時等予約内容の誤り解消、無断キャンセル防止などのメリットが見込める。

取組2 時間便制の撤廃

従来の1時間単位の便制を廃止し、8時から17時の間自由に利用できる体制に変更する。これにより、乗務員の休憩時間をフレックス化し、回送時間や待機時間を運行時間に充て、実質的な運行時間の拡充を図る。

取組3 予約の際の到着時間指定の追加

到着時間を指定することにより、10時50分に医療機関を予約されている人が、例えば目的地の到着時間を10時30分に指定すると、不測の事態が生じない限り予約時間に遅れることなく医療機関に到着できる。

3 事業者の選定

運行業務委託については、事業実施が可能な事業者を選定する。本議案の議決承認後、速やかに仕様書を作成し、その後、見積書を徴取し受託事業者を決定する。事業者の選定及び見積書徴取から契約締結までに至る行為については、古河市公共交通活性化事務局で行うこととする。

以上、提案する。

令和5年12月22日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画/生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

別添1

令和 5年12月22日

協議会名: 古河市公共交通活性化会議

評価対象事業名: 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・総和中央交通株式会社 ・三和交通有限公司 ・諸川タクシー有限公司 ・三和タクシー有限公司 	<p>デマンド交通「愛あい号」 R5・3月まで 営業区域: 総和・三和地区 運行日: 月曜～土曜 運行時間帯: 8時～16時 (土曜は14時まで) 運賃: 300円・500円</p> <p>R5・4月～ 営業区域: 古河・総和・三和地区 運行日: 月曜～土曜 運行時間帯: 8時～16時 (土曜は14時まで) 運賃: 300円・500円・800円</p>	<p>前回のアンケートを実施した結果を受け、ニーズを検証した結果、令和5年4月より営業区域を古河地区まで拡大し市内全域とする中で、利用者の利便性向上を図り、利用者数増加となった。</p> <p>また、引き続き、高齢者運転免許証自主返納等支援事業を促進した。自動車運転免許証自主返納者に対して、コミュニティバスやデマンド交通のチケットを交付し、公共交通利用者への転換・新規登録者及び利用者数の増加を図った。</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。</p>	<p>事業が計画に位置づけられた目標を達成できなかった。 目標: 平均利用者数117.4人/日 実績: 平均利用者数105.3人/日</p> <p>分析: 上期(R5・3月まで)長引くコロナ禍の影響で目標通り利用者には達しなかったが、下期(R5・4月～)コロナ感染症も5類となった事や運行を古河地区まで延伸し市内全域運行となった事から利用者数は増加傾向となったが年間平均とすると目標値に達していない。</p>	<p>今後WEBでの予約や時間便制を無くし利用者の利便性を図り、効率化も図れるよう見直しを検討し、利用者数の増加を狙う。 また、積極的な広報活動、自動車運転免許証を返納した高齢者の公共交通利用への転換を促進し、持続可能な公共交通ネットワークを構築する。</p>

別添のとおり 関東運輸局へ提出する事とする。

以上、提案する。

事業実施と地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 5年12月22日

協議会名:	古河市公共交通活性化会議
評価対象事業名:	地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	合併による公共交通サービスの格差や広範囲に広がる交通不便地域の解消を図るため、低料金で安全・安心なデマンド交通を運行することにより、交通不便地域で自動車を運転できない市民の移動手段を確保する。

令和5年度 古河市地域公共交通活性化協議会（茨城県古河市） （地域内ファイダーシステム確保維持事業）

地域の公共交通等の現況・課題

古河市は、平成17年9月12日に、旧古河市、総和町、三和町が合併し新古河市として誕生した。市内の公共交通機関は、JR宇都宮線古河駅を中心に民間路線バス事業者3社が運行しているが、路線バス利用者は年々減少し、運行本数の減少や運行区域の短縮が進んだため、現在では幹線道路沿いに路線を残すだけとなっている。一方、市が実施する公共交通サービスについては、古河地区には合併以前から継続して運行する循環バスがあるが、総和地区及び三和地区には市が実施する公共交通サービスがなく、その対応が課題だった。

この様な背景から、総和地区及び三和地区への対応を検討した結果、総和地区および三和地区は可住地面積が広く点在していることや、交通空白区域が広いことからデマンド交通形式が地域の特性にあっていると判断し、市民の日常生活を支える「地域の足」を確保することを目的に、平成20年7月からデマンド交通（乗合タクシー）の運行を開始した。更に令和5年4月から要望が多かった古河地区まで延伸し市内全域運行となった。

交通計画の基本的な方針／定性的な目標

- 「安全かつ持続可能な交通環境により、魅力的で利便性の高い古河（まち）をつくる」を基本理念とし、以下4つの計画目標を設定している。
- ・広域及び市内の拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成 ・市民ニーズに対応した公共交通の構築
 - ・利用しやすい公共交通サービスの提供 ・公共交通への市民の理解や関心を高める取り組みの推進

目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

令和5年度より公共交通の大幅改編を実施する。デマンド交通について、アンケートにより利用者のニーズを調査し、検証した結果、古河地区への運行拡大を決定し運行を開始した。循環バスについて、路線変更などを決定し全7コースとして運行を開始した。更に環境に配慮したEVバスの導入を予定している。これらの広報活動を積極的に行った。また、昨年より引き続き、高齢者運転免許自主返納等支援事業を促進した。自動車運転免許自主返納者に増対して、循環バス、デマンド交通のチケットを交付し、公共交通利用者への転換・新規登録者及び利用者の増加を図った。

アピールポイント

- 令和5年度の運行区域拡大
デマンド交通「愛・あい号」利用者の古河地区方面への移動要望に応え、令和5年度より運行区域を拡大する。広報活動によって市民への周知を行った結果、新規登録者数の増加に繋がった。



面積	123.58 km ²
人口 (R5.4.1時点)	140,726 人
15歳未満	15,742 人
65歳以上	41,091 人
高齢化率	29.20 %

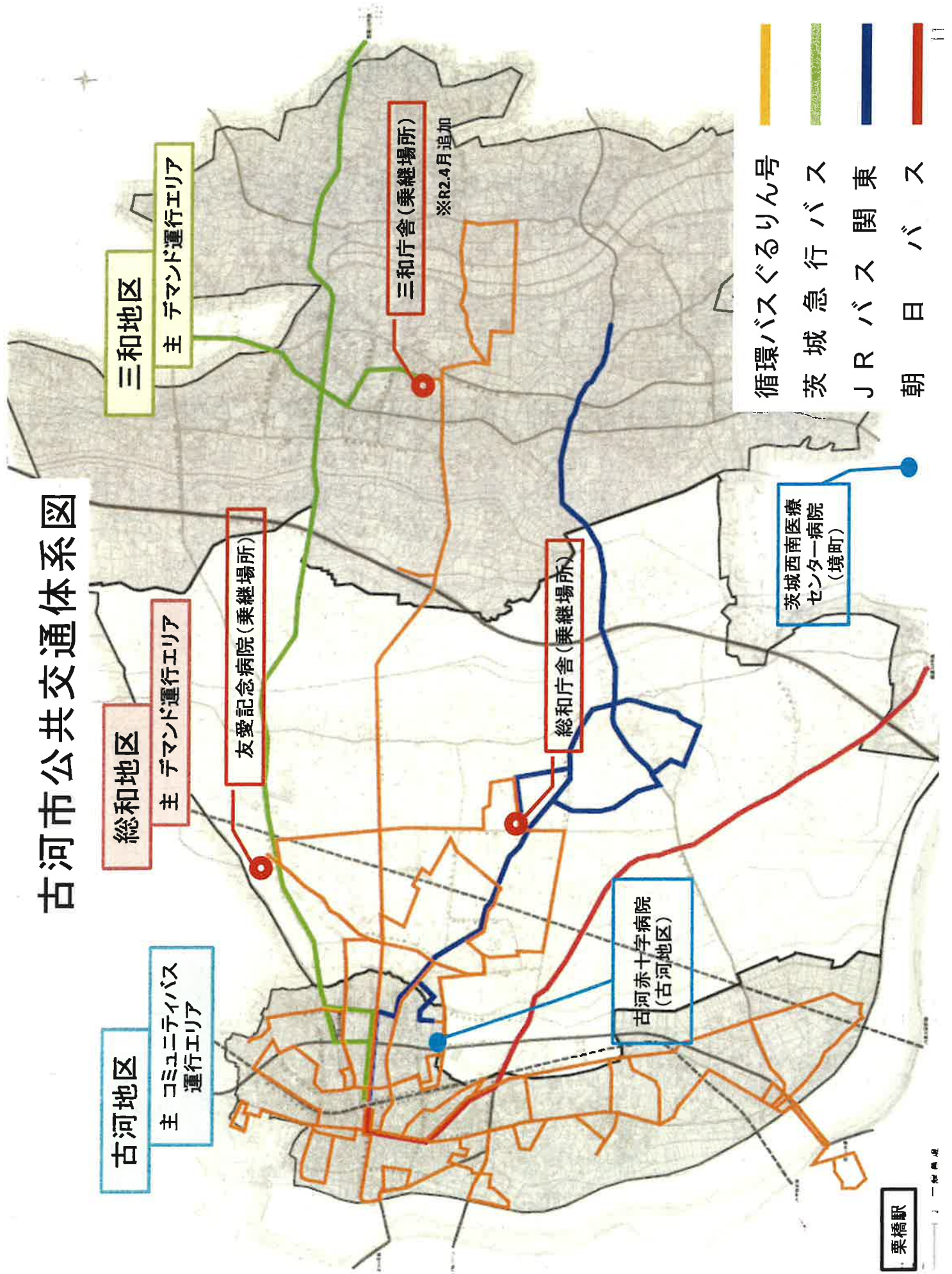
交通計画の計画期間

令和元年4月～令和6年3月

協議会開催状況

- (令和5事業年度に係るもの)
- ・第1回(5年6月:書面)
地域内ファイダーシステム確保維持計画について
網形成計画実施事業の評価について
 - ・第2回(5年9月)
公共交通事業(循環バス)の一部運行見直しについて
地域公共交通計画の基本理念及び基本方針について
 - ・第3回(5年12月)
令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価(案)について

古河市公共交通体系図



栗橋駅

古河市デマンド交通「愛・あい号」利用状況報告(令和4年10月～令和5年9月分)

令和5年9月30日現在

■当月の利用状況

1 利用者数

	運行日数	延べ人数	平均人数/日	平均人数/台・日	地区別		
					古河	総和	三和
平日計	241	28,665 人	118.9人	13.2人	2,673 人 9%	10,236 人 36%	15,756 人 55%
土曜含む	290	30,528 人	105.3人	12.4人	2,935 人 10%	10,780 人 35%	16,813 人 55%

2 年齢別利用者数

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	計
延べ利用人数	216	171	271	416	1,682	2,185	10,955	14,632	30,528 人
割合	0.7%	0.6%	0.9%	1.4%	5.5%	7.2%	35.9%	47.9%	100.0%

3 曜日別平均利用状況

	月	火	水	木	金	土			
曜日平均(人)	121 人	122 人	122 人	103 人	127 人	38 人			

4 時間帯別利用状況

	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
延べ利用人数	2,458 人	4,500 人	4,899 人	4,425 人	2,640 人	2,617 人	3,785 人	2,585 人	2,619 人
割合	8.1%	14.7%	16.0%	14.5%	8.6%	8.6%	12.4%	8.5%	8.6%

5 目的別利用状況(行き先)

	医療機関	スーパー・商店	公共	その他	自宅	計
延べ利用人数	13,833 人	5,071 人	2,291 人	2,660 人	6,673 人	30,528 人
割合	45.3%	16.6%	7.5%	8.7%	21.9%	100.0%

■延べ利用登録者数(地区別)

全体人数	地区別		
	古河地区	総和地区	三和地区
13,281人	1,265人	5,488人	6,528人

■月別利用者数・登録者数

(令和4年度)

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				年度累計
運行日数	25日	24日	24日	23日	22日	26日				144日
利用者数	2,339人	2,302人	2,410人	1,880人	2,220人	2,421人				13,572人
平均	93.6人	95.9人	100.4人	81.7人	100.9人	93.1人				94.3人
登録者数	29人	35人	35人	42人	58人	70人				269人

(令和5年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				年度累計
運行日数	24日	24日	26日	25日	23日	24日				146日
利用者数	2,471人	2,501人	3,141人	3,094人	2,837人	2,912人				16,956人
平均	103.0人	104.2人	120.8人	123.8人	123.3人	121.3人				116.1人
登録者数	700人	270人	185人	186人	109人	130人				1,580人

【業務開始からの実績値】

	～28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	登録抹消	累計
運行日数	2,101日	241日	240日	236日	241日	290日	290日	146日		3,785日
利用者数	246,564人	28,745人	28,720人	28,930人	22,519人	23,935人	26,680人	16,956人		423,049人
平均	117.4人	119.3人	119.7人	122.6人	93.4人	82.5人	92.0人	116.1人		111.8人
登録者数	11,344人	406人	371人	462人	263人	345人	475人	1,580人	1,965人	13,281人

報告第1号

循環バス「ぐるりん号」の一部運行の見直しによる運行について

1 運行開始まで、以下の工程により諸作業を進める。

日 程	作業等
令和5年12月	運行ダイヤ・行路表・申請書類等作成
令和6年1月	改正版の「古河市公共交通ご利用案内」納品
令和6年1月末	許可申請・届出（関東運輸局）
令和6年2月	市広報2月号及び市ホームページ掲載
令和6年3月1日	一部運行の見直しによる運行開始

2 変更コース確定時刻表

別紙のとおり

以上、報告する。

令和5年12月22日

古河市公共交通活性化会議

会 長 針 谷 力

報告第2号

循環バス「ぐるりん号」における停留所の名称変更について

1 変更する停留所の名称

(旧) スーパーフレッシュ前 ⇒ (新) 鴻巣二丁目

2 変更する理由

停留所の名称になっているスーパーフレッシュ（商業店舗）が、本年10月閉店されたため、当該地域の自治会名である「鴻巣二丁目」に変更するものである。

3 対象コース

- (1) 古河庁舎・福祉の森コース
- (2) 南コース

4 変更時期

令和6年3月1日（金）から

以上、報告する。

令和5年12月22日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

循環バス「ぐるりん号」のEVバス導入に伴う
車体デザイン及び有料広告掲載事業の実施について

1 車体デザインについて

(1) コンセプト

「魅力ある古河市の未来に向かって疾走するEVバス」

(2) コンセプト趣旨

カーボンニュートラル社会実現に向けた市の取組を広く市民に発信するとともに、次世代につなげる脱炭素政策の推進を象徴するカラーを配色し、毎日EVバスに乗りたいと思えるスタイリッシュなデザインとする。

(3) 上記のコンセプトに基づき、以下の2色を主体とした配色とする。

ブルー：車窓から見える青空と市を象徴する渡良瀬川及び利根川の二大河川を表現

シルバー・ブラック：疾走感と可能性に満ちた未来感を表現

※P.13【参考資料】参照

(4) 運行コース

① 西コース：午前・午後各4便（日祝日は各3便）

主な施設：古河駅、遠藤医院、古河二高、古河庁舎、歴史博物館、はなももプラザ、マーケットシティ古河、雀神社

② 北コース：午前・午後各4便（日祝日は各3便）

主な施設：古河六小、古河駅、イオン古河店、猿島厚生病院、友愛記念病院、ジョイフル本田、古河一高、三杉町郵便局

(5) 運行開始時期

令和6年5月予定

2 有料広告掲載事業の実施について

(1) 目的

ぐるりん号の運転手不足や燃料費高騰に対応するため、インパクトのあるデザインのバス導入による注目度を活かし、企業等の紹介等PRなどの広告媒体として運賃収入以外の収入確保を図る。

(2) 広告の種類及び広告掲載料

種類	規格 (mm)	枠数	広告掲載料(年)
車体広告	縦 25cm×横 450cm 以内 【上部】 (側面左右各 1 面)	2 枠	120,000 円 以上
	縦 80cm×横 135cm 以内 【下部】 (側面左右各 1 面)	2 枠	150,000 円 以上
	縦 80cm×横 135cm 以内 【背面】	1 枠	150,000 円 以上

(3) 広告掲載期間

広告掲載期間は、原則1年度(4/1～翌年3/20)単位とする。ただし、一時的にぐるりん号の運行を停止する期間については、広告掲載をすることができない。

なお、初年度については、5月1日から翌年3月20日とする。(予定)

(4) 掲載の中止事項

- ① 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- ② 指定する期日までに広告物の提出がないとき

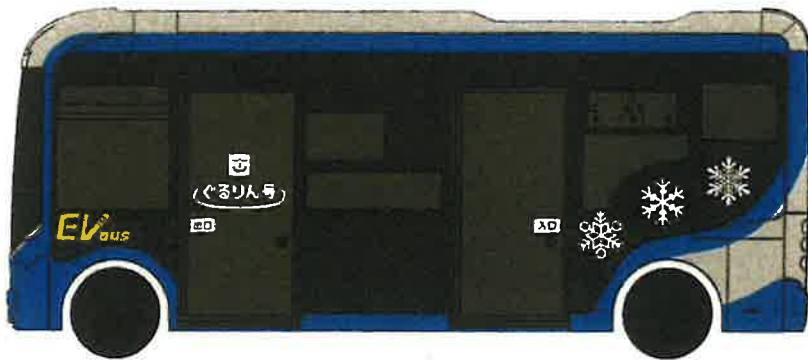
以上、報告する。

令和5年12月22日

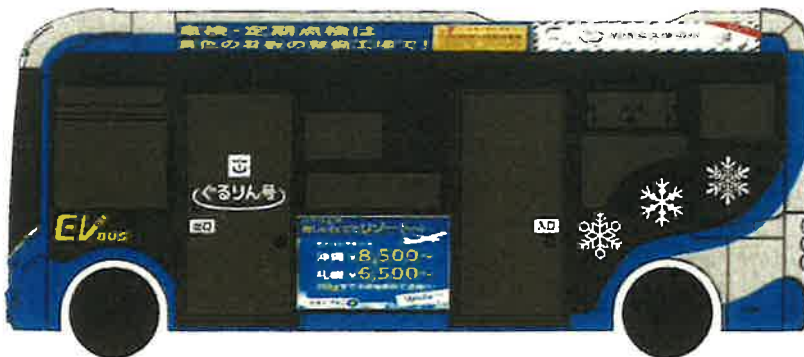
古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

【参考資料】

報告第3号関係 イメージ図



広告を掲載したイメージ図



古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施結果について

1 趣旨

市内で開催される秋のイベント日に合わせ、ぐるりん号を無料で運行し体験乗車の機会を設け、知名度アップを図り利用者数の増加を促進する。

2 無料の日の実施日

令和5年10月 8日（日） ※ 関東ド・マンナカ祭り開催日

令和5年10月22日（日） ※ さんさんまつり開催日

令和5年11月 5日（日） ※ 古河よかんべ祭り開催日

3 乗車実績

コース名	10月8日	10月22日	11月5日	3日間 平均（A）	R5.4~9 平均（B）	A/B
西	60人	39人	55人	51人	38人	134.2%
古河庁舎・ 福祉の森	126人	59人	109人	98人	91人	107.7%
南	75人	68人	90人	78人	134人	58.2%
北	31人	11人	16人	19人	25人	76.0%
通勤通学	120人	143人	122人	128人	164人	78.0%
総和庁舎・ 病院	43人	22人	24人	30人	58人	51.7%
道の駅・ 三和庁舎	33人	100人	34人	56人	21人	266.7%
合計	488人	442人	450人	460人	531人	86.6%

以上、報告する。

令和5年12月22日

古河市公共交通活性化会議

会長 針谷 力

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日

告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に

における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。¹⁶

附 則 (平成22年告示第113号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第152号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第100号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第229号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員(以下「現委員」という。)は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第 4 条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第 5 条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 7 条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第 8 条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものとする。

る。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(3) 支払いについては、インターネットバンキングを利用することができる。

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月2日から施行する。

別表(第4条第1項関係)

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和5年度 第3回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	近 藤 かおる	
3	古河市議会	議 長	赤 坂 育 男	
4	古河市行政自治会	副会長	長 濱 忍	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長	佐 藤 弘	
6	古河商工会議所	副会頭	岩 崎 聖 一	
7	古河市商工会	会 長	峰 英 雄	
8	特定非営利活動法人まちづくり支援センター	代表理事	為 国 孝 敏	
9	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	國 下 裕 司	(企画調整)
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	仲 野 俊 二	(輸送)
11	茨城県政策企画部	交通政策課長	寺 田 明 弘	
12	茨城県境工事事務所	道路管理課長	西 村 正 志	
13	古河警察署	交通課長	大 滝 勝 好	
14	茨城県バス協会	専務理事	澤 畠 政 志	
15	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
16	ジェイアールバス関東株式会社古河営業所	所 長	大 和 田 義 光	
17	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	佐 藤 雄 一	
18	古河ハイヤー運営協議会	会 長	荒 井 忍	
19	朝日自動車株式会社	運輸部長	田 沼 健 一	
20	株式会社セキショウキャリアプラス	営業部長	飯 田 理 文	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和 田 武 士	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所市民部	部 長	山 根 修	
2	古河市役所市民部交通防犯課	課 長	関 勝 弘	
3	古河市役所市民部交通防犯課	副参事	斉 藤 恭 嗣	
4	古河市役所市民部交通防犯課	課長補佐兼係長	青 木 一 敏	
5	古河市役所市民部交通防犯課	係 長	山 田 清 美	

